

別表

特別養護老人ホームもとだて荘利用料金表

令和3年4月1日改定

令和3年8月1日改定

令和4年2月1日改定

1 介護保険給付サービス利用料金

原則として下記のとおりです。利用者負担額の減免制度などの対象者である場合はその認定に基づいた負担額となります。

(1) 利用者負担金サービスを利用した場合にお支払いいただく利用者負担金は、原則として次の額です。(1日につき)

要介護区分	基本単価	負担段階	居住費	食費	1日あたりの負担額(1割)	1日あたりの負担額(2割)	1日あたりの負担額(3割)
要介護1	1割 661 2割 1,322 3割 1,983	第1段階	820	300	1,781	-	-
		第2段階	820	390	1,871	-	-
		第3段階①	1,310	650	2,621	-	-
		第3段階②	1,310	1,360	3,331	-	-
		第4段階	2,006	1,445	4,112	4,773	5,434
要介護2	1割 730 2割 1,460 3割 2,190	第1段階	820	300	1,850	-	-
		第2段階	820	390	1,940	-	-
		第3段階①	1,310	650	2,690	-	-
		第3段階②	1,310	1,360	3,400	-	-
		第4段階	2,006	1,445	4,181	4,911	5,641
要介護3	1割 803 2割 1,606 3割 2,409	第1段階	820	300	1,923	-	-
		第2段階	820	390	2,013	-	-
		第3段階①	1,310	650	2,763	-	-
		第3段階②	1,310	1,360	3,473	-	-
		第4段階	2,006	1,445	4,254	5,057	5,860
要介護4	1割 874 2割 1,748 3割 2,622	第1段階	820	300	1,994	-	-
		第2段階	820	390	2,084	-	-
		第3段階①	1,310	650	2,834	-	-
		第3段階②	1,310	1,360	3,544	-	-
		第4段階	2,006	1,445	4,325	5,199	6,073

要介護 5	1割 942	第1段階	820	300	2,062	-	-
	2割 1,884	第2段階	820	390	2,152	-	-
	3割 2,826	第3段階①	1,310	650	2,902	-	-
		第3段階②	1,310	1,360	3,612	-	-
		第4段階	2,006	1,445	4,393	5,335	6,277

※ご利用者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いしていただきます。要介護認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます。（償還払い）

償還払いとなる場合、ご利用者が保険給付の申請を行なうために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

※介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご利用者の負担額を変更します。

【加算】 お支払いいただく利用者負担金は次の額です。

	加算の種類	加算の内容	加算額
	日常生活継続支援加算（Ⅱ）	重度の要介護者や認知症の入居者が多く占める施設において介護福祉士資格を有する職員を手厚く配置した場合の加算。	46円／日
	サービス提供体制 強化加算（Ⅰ）	介護職員の総数に占める介護福祉士の割合が80%以上の場合に加算。	22円／日
	サービス提供体制 強化加算（Ⅱ）	介護職員の総数に占める介護福祉士の割合が60%以上の場合に加算。	18円／日
	サービス提供体制 強化加算（Ⅲ）	介護職員の総数に占める割合50%、又は常勤職員75%、勤続7年以上の職員が30%のいずれかに該当し場合に算定	6円／日
	科学的介護推進体制加算（Ⅰ）	全利用者の心身に関する基本情報を、LIFEのデータベースに提供し、厚生労働省に提出した場合に算定。	40円/月
	科学的介護推進体制加算（Ⅱ）	全利用者の心身に関する基本情報を、LIFEのデータベースに提供しIFEから得られるフィードバックを活用し、ケアプラン、サービスの見直しを行い、実践評価した場合に算定。	50円/月
	生活機能向上連携加算（Ⅰ）	通所リハ等を行う医療機関のPT・OT・ST・Drが加算を算定する事業所に訪問又はICTを活用し加算を算定する事業所職員と共に利用者の状態を把握した上で、個別機能訓練計画を作成する。機能訓練指導員、看護・介護職員、生活相談員等が協働し、作成された計画にある機能訓練を実施する。	100円／月

	看護体制加算（Ⅰ）イ	常勤の看護職員を1名以上配置している場合に加算。	12円/日
	看護体制加算（Ⅱ）イ	常勤の看護職員を2名以上配置している場合に加算。	23円/日
	夜勤職員配置加算（Ⅱ）イ	夜勤を行う介護職員の数が、最低基準を1以上上回っている場合に加算。	46円/日
	栄養マネジメント強化加算	低栄養者や、入居者ごとに適切な栄養管理、計画を多職種共同で作成し、計画内容等を厚生労働省に提出し、実施のための必要な情報を活用すること。	11円/日
	個別機能訓練加算（Ⅰ）	入居者ごとに個別機能訓練計画を作成し、計画的に機能訓練をした場合の加算。	12円/日
	個別機能訓練加算（Ⅱ）	個別機能訓練加算（Ⅰ）を算定している入居者について計画内容等を厚生労働省に提出し、実施のための必要な情報を活用すること。	20円/月
	ADL維持加算（Ⅰ）	総数が10名以上で、当該月の翌月から起算しbarthel indexを評価できる者がADL値を測定。測定した日が属するごと厚生労働省に提出した際に算定。	30円/月
	ADL維持加算（Ⅱ）	ADL維持加算（Ⅰ）を算定したうえで評価対象利用者等の調整済ADL利得を平均して得た値が2以上であることで算定。	60円/月
	自立支援促進加算	医師が自立支援に必要な医学的評価を入所時と6月以内に1回見直しを行い、支援計画策定に医師も含めた職種共同で策定し、支援計画を3月以内に1回見直しを行う。医学的評価の結果等を厚生労働省に提出し、実施のための必要な情報を活用すること。	300円/月
	認知症専門ケア加算（Ⅰ）	施設基準を満たしたうえで専門的な認知症ケアを行った場合の加算。	3円/日
	認知症専門ケア加算（Ⅱ）	施設基準を満たしたうえで専門的な認知症ケアを行った場合の加算。	4円/日
	若年性認知症患者受入加算	若年性認知症患者を受け入れ利用者ごとに個別の担当者を配置している場合の加算	120円/日
	精神科医師配置加算	精神科医による定期的な療養指導が月に2回以上行われた場合の加算	5円/日
	療養食加算	医師の食事箋に基づき療養食を提供した場合の加算	18円/日
	経口移行加算	経口摂取に移行するための栄養管理を実施した場合(180日を限度)	28円/日

	経口維持加算（Ⅰ）	摂食機能障害や誤嚥を有する利用者に対し、医師又は歯科医師の指示に基づき、管理栄養士等が栄養管理を行った場合の加算。原則6月とする算定期間を廃止する	400円／月
	経口維持加算（Ⅱ）	経口維持加算（Ⅰ）を算定し、食事の観察及び会議に医師、歯科医師、歯科衛生士等が加わった場合の加算	100円／月
	口腔衛生管理加算（Ⅰ）	歯科衛生士が介護職員に対し口腔ケアに係る助言指導を行い、口腔ケアマネジメントに係る計画がされている場合の加算	90円／月
	口腔衛生管理加算（Ⅱ）	加算（Ⅰ）を算定している入居者について計画内容等を厚生労働省に提出し、実施のための必要な情報を活用すること。	110円／月
	褥瘡マネジメント加算（Ⅰ）	入所者等ごとに褥瘡の発生とリスクについて施設入所時や3月以内に評価を行い、結果等を厚生労働省に提出し、実施のための必要な情報を活用すること。	3円／月
	褥瘡マネジメント加算（Ⅱ）	褥瘡加算（Ⅰ）を満たしている施設において、評価の結果、褥瘡が発生するリスクがあると判断された入所者に対して、褥瘡を発生させない場合に算定。	13円／月
	外泊時費用	病院等に入院を要した場合及び外泊をした場合の加算(月6日程度)	246円／日
	初期加算	入所日から30日以内の期間。入院後の再入所も同様	30円／日
	安全対策体制加算	事故発生防止の対策、発生時の対応、指針が整備されており、安全対策部門を設置し、外部研修を受けた担当者が配置されている場合、入所時に1回算定。	20円/1回
	排せつ支援加算（Ⅰ）	医師、又は看護師が施設入所時に排せつ介護を必要とする利用者进行评估し、厚生労働省に提出し、実施のための必要な情報を活用し、3月に一回以上支援計画の見直しをたてる事。	10円／月
	排せつ支援加算（Ⅱ）	排せつ支援加算（Ⅰ）の要件を満たし、排尿、排便どちらか一方の症状が緩和していること、又はおむつありから使用無に改善した場合に加算	15円／月
	排せつ支援加算（Ⅲ）	排せつ支援加算（Ⅰ）の要件を満たし、排尿、排便どちらか一方が改善するとともにおむつ使用ありから使用なしの場合に算定	20円／月

	看取り介護加算(Ⅰ)	死亡日 31日前～45日前	看取り介護の体制を整備し、施設内及び在宅で死亡した場合	72円/日
		死亡日以前 4～30日前	看取り介護の体制を整備し、施設内及び在宅で死亡した場合	144円/日
		死亡日前日 及び前々日	看取り介護の体制を整備し、施設内及び在宅で死亡した場合	680円/日
		死亡日	看取り介護の体制を整備し、施設内及び在宅で死亡した場合	1,280円/日
	看取り介護加算(Ⅱ)	死亡日 31日前～45日前	看取り介護加算(Ⅰ)の要件を満たし、配置医師緊急時対応加算の施設基準に該当し、施設で死亡した場合	72円/日
		死亡日以前 4～30日前	看取り介護加算(Ⅰ)の要件を満たし、配置医師緊急時対応加算の施設基準に該当し、施設で死亡した場合	144円/日
		死亡日前日 及び前々日	看取り介護加算(Ⅰ)の要件を満たし、配置医師緊急時対応加算の施設基準に該当し、施設で死亡した場合	780円/日
		死亡日	看取り介護加算(Ⅰ)の要件を満たし、配置医師緊急時対応加算の施設基準に該当し、施設で死亡した場合	1,580円/日
	介護職員処遇改善加算(Ⅰ)		介護職員の賃金改善のため、利用者ごとの1月の総単位数(上記の介護度に応じた基本サービス費と各種加算)に8.3%を乗じた額の負担割合分	
	介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)		介護職員の賃金改善のため、利用者ごとの1月の総単位数(上記の介護度に応じた基本サービス費と各種加算)に2.7%を乗じた額の負担割合分	
	栄養ケアマネジメントの未実施減算		栄養計画のカンファレンス・記録がない場合に減算	14円/日減算
	安全対策未実施減算		運営基準における事故の発生又は再発防止措置が講じられていない場合に減算	5円/日減算

2 介護保険給付対象とならないサービスの概要と利用料金

次のサービスは、利用料金の金額がご利用者の負担となります。

※居住費[光熱水費及び室料(建物設備等の減価償却費等)]

この施設及び設備を利用し、滞在されるにあたり、室料を負担していただきます。

※食費(食材料費及び調理費)

ご利用者様に提供する食事の材料及び調理にかかる費用を、実費相当額の範囲内にて負担していただきます。

※介護保険負担限度額認定証の発行を受けている方につきましては、その認定証に記載された食費・居住費の金額（1日あたり）のご負担となります。

(3) その他の費用

特別な食事	栄養士の作成した献立以外の食事等を希望される場合は要した費用の実費をいただきます。
貴重品の管理	貴重品管理サービスをご利用いただけます。尚、詳細につきましては、「特別養護老人ホーム光の苑利用者貴重品等管理規程」に記載のとおりです。（月額 300円）
レクリエーション、クラブ活動	ご利用者の希望によりレクリエーション、クラブ活動に参加していただくことが出来ます。材料費・参加費等の実費をいただきます。
複写物の交付	ご利用者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合にはその旨お申し出ください。
日常生活品	個人用のティッシュペーパー、歯ブラシ、歯磨き粉、義歯洗浄剤、タオル、衣類、履物、髭剃りなどご利用者が負担する事が適当と認められるものは実費の費用をいただきます。持ち込まれる場合は、費用の負担はありません。
理美容	訪問理容師をご利用いただけます。 要した費用の実費をいただきます。
電化製品持ち込み料	テレビ、ラジオ、電気毛布、携帯電話等の電化製品の持ち込みについて、1点につき月 200円～1000円をいただきます。詳しくは、ご相談ください。
予防接種	インフルエンザ・肺炎球菌ワクチンなど希望される方は、実費をいただきます。
通院・外出時の付き添い	協力医院(もとだて病院)への通院については、費用の負担はありません。距離によっては費用をいただく事もあります。
その他	切手、葉書・写真等希望される場合は、実費をいただきます。

もとだて荘電化製品持ち込み料金一覧

こたつ	1000円/月
冷蔵庫	800円/月
テレビ	800円/月
ラジカセ	200円/月
電気毛布	500円/月